

別記様式第16号（第16条、第17条関係）

対象業者処分票

被 処 分 者	認定証番号	福井県公安委員会 第19号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ドライバー福井
	主たる営業所が所在する市町	福井県福井市
処分年月日		平成30年12月14日
処分内容		平成30年12月18日から同年12月27日までの10日間の営業停止命令
処分理由		被処分者は、過去2年以内に帳簿等の備付け義務違反、保険契約等締結義務違反及び随伴用自動車標示義務違反による指示処分を受け、違反累積点数が6点となり、営業停止命令を行うに至ったもの。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
処分を行った公安委員会		福井県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。